第119期 定時株主総会招集ご通知

日時

2024年6月21日(金曜日) 午前10時 (受付開始午前9時)

福島県郡山市中町19番1号 当行本店大会議室(6階)

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

議決権行使期限

2024年6月20日 (木曜日) 午後5時まで 当行は「スマート行使」を採用しております。詳 細は4ページをご参照お願いいたします。

大東銀行 証券コード:8563

目次

第119期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	6
除く。)5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件 …	7 11
第119期事業報告	
1. 当行の現況に関する事項	19
2. 会社役員に関する事項	27
3. 社外役員に関する事項	32
4. 当行の株式に関する事項	36
5. 当行の新株予約権等に関する事項	37
5. 当100세株7別催号に関する事項	38
7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の	30
7. 財務及び事業の万町の沃定を文配する台の 在り方に関する基本方針	39
8. 業務の適正を確保するための体制及び	29
当該体制の運用状況	39
9. 特定完全子会社に関する事項 ······	44
10. 親会社等との間の取引に関する事項	44
	44
בוויב אוייבור ביויבור ביויב	
	44
第119期計算書類	
算借対照表 ····································	45
損益計算書	46
第119期連結計算書類	
第119期連結計算書類 連結貸借対照表	47
連結損益計算書	48
	40
<u>監査報告書</u>	40
会計監査人の監査報告書謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本・・・	51
監査等委員会の監査報告書謄本	53

株主各位

福島県郡山市中町19番1号

株式会社 大東銀行

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第119期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト https://www.daitobank.co.jp

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「大東銀行について」 「株主・投資家情報」

「株主総会資料」「第119期定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載 しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大東銀行」又は、「コード」に「8563」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日の現状に応じ当行の判断により、株主総会会場において株主さまの安全確保等のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットによる方法で議決権を行使することができます。郵送またはインターネットによる議決権行使にあたりましては、3ページから5ページの「議決権行

使等についてのご案内」をご参照いただき、2024年6月20日(木曜日)午後5時までに議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2024年6月21日(金曜日)午前10時
- **2. 場 所** 福島県郡山市中町19番1号 当行本店大会議室 (6階)
- 3. 株主総会の目的事項

報告事項 1.第119期 (2023年4月1日から) 事業報告及び計算書類報告の件

2.第119期 (2023年4月1日から) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連 2024年3月31日まで) 結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、会場において株主総会参考資料等の配布はございませんので、ダウンロードや印刷等の対応をお願い致します。
- ◎ 当行は「スマート行使」を採用しております。4ページをご参照お願いいたします。
- ◎ 招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト(https://www.daitobank.co.jp/)及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、招集ご通知及び電子提供措置事項には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 株主資本等変動計算書

- ② 個別注記表 (計算書類の注記)
- ③ 連結株主資本等変動計算書
- ④ 連結注記表 (連結計算書類の注記)
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当行ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

1 株主総会に ご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

また、第119期定時株主総会招集ご 通知をご持参下さいますようお願い 申し上げます。

株主総会開催日時

2024年6月21日 (金) 午前10時

2 郵送で議決権を 行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいた上、行使期限までに当行に到着するようご返送下さい。なお、書面による議決権行使における各議案につき賛否を表示されない場合は、賛成の表示があったものとして取扱わせていただきます。

※議決権行使書のご記入方法については、 下記をご参照下さい。

行使期限

2024年6月20日 (木) 午後5時までに到着

3 インターネットで議決権を 行使される場合



当行指定の議決権行使ウェブサイト

- ▶ https://soukai.mizuho-tb.co.jp/にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力下さい。
- ※詳細は次ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧下さい。

行使期限

2024年6月20日 (木) 午後5時までに入力

議決権行使書のご記入方法のご案内 ▼こちらに、各議案の賛否をご記入下さい。 (議決権行使書イメージ) 第1号議案 議決権行使書株主番号 ○○○○○○○○ 開決制の数 → 「賛」の欄に○印 賛成の場合 -→ 「否」の欄に○印 否認の場合 -第2号議案 第3号議案 全員賛成の場合 ── 「賛 の欄に○印 見本 Electronic Particular Inches 全員否認する場合→ 「否」の欄に○印 一部の候補者を ── 「替 」 の欄に○印をし、 否認する場合 否認する候補者の番号を 右片の裏側にインターネットによる議決権行使に必要となる、 議決権行使コードとパスワードが記載されています。 ご記入下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」の議決権行使は **1 回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

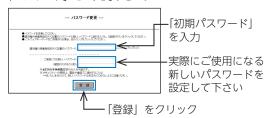
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力下さい。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力下さい。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル 00.0120-768-524

(受付時間 午前9時~午後9時)

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 「スマート行使」による方法
 - ・議決権行使書用紙右片に記載のQRコードをスマートフォン *1 でお読み取りいただき、当行指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力下さい(<u>議決権行使コード(ID)及</u> びパスワードのご入力は不要です)。
 - ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。 議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記(2)の方法により再度ご行使いただく必要があります。
- (2) 議決権行使コード (ID) ・パスワード入力による方法 当行指定の「議決権行使ウェブサイト」 (下記URL) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙右片の裏 側に記載の議決権行使コード (ID) 及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力下さ い。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

- (3) 議決権行使コード (ID) 及びパスワード (株主さまが変更されたものを含みます) は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (4) パスワードは、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱い下さい。なお、パスワードを当行及び株主名簿管理人よりお尋ねすることはありません。
- (5) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に 従ってお手続き下さい。

(ご注意)

- ・**議決権の行使期限は2024年6月20日(木曜日)午後5時となっております**。行使期限内に入力を完了したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- ・議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効 とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効としま す。
- ・インターネット接続・利用に関する費用は株主さまのご負担となります。
- ・インターネットによる議決権の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お 使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせ下さい。 【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (受付時間9:00~21:00)

※1 QRコードを読み取れるアプリケーション(または機能)が導入されていることが必要です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第119期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして次のとおりといたしたいと存じます。

なお、内部留保資金につきましては、引き続き経営基盤の充実と経営体質の強化を図るための 効果的な投資等に有効に活用してまいります。

- 配当財産の種類
 金銭
- 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当行普通株式1株につき金30円 総額 380,625,840円
- 3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年6月24日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会より、本議案は当行の取締役候補者の指名方針に従い、指名・報酬委員会における審議を経て適切に取締役候補者が選任されており、各候補者は当行の取締役として適任であるとの意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位及び担当
1	鈴木 孝雄 再任 社內	取締役会長兼社長(代表取締役) 証券国際部、監査部担当
2	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	専務取締役(代表取締役) 人事総務部、営業開発部担当
3	古川 光雄 再任 社內	常務取締役 経営部長、経営部、審査部担当
4	鈴木 輔 再任 社內	取締役 事務システム部長
5	大八木 孝之 新任 社內	執行役員 審査部長

再任 …再任取締役候補者 新任 …新任取締役候補者 社 内 …社内取締役候補者

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数
再任	社内	1976年 4 月 当行入行 1996年 2 月 同 うねめ支店長 1998年 3 月 同 本店営業部副部長 2001年 4 月 同 二本松支店長 2003年 3 月 同 朝日エリア長兼朝日支店長 2004年 6 月 同 常務取締役 2010年 6 月 同 取締役社長(代表取締役) 同 取締役会長(代表取締役) 同 取締役会長兼社長(代表取締役) 現在に至る 【担当】証券国際部、監査部	24,538株
	取締役、取締役社長を歴任する	知識・業務経験を有しているほか、2004年の常務取締役就 るなど経営経験も豊富であることから、銀行の経営管理を的 断し、引き続き取締役に選任をお願いするものです。	任以来、専務 確・公正かつ
再任	社内 数数数	1974年 4 月 当行入行 1999年 3 月 同 石川支店長 2001年 4 月 同 川俣支店長 2003年 3 月 同 白河支店長 2004年 6 月 同 債権管理部長 2008年 7 月 同 執行役員審査部長 2010年 6 月 同 取締役審査部長 2013年 6 月 同 常務取締役(代表取締役) 2022年 6 月 同 専務取締役(代表取締役) 現在に至る 【担当】人事総務部、営業開発部	14,457株
	年の取締役就任以来、常務取締	査部長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有している 命役を歴任するなど経営経験も豊富であることから、銀行の きる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするもの [・]	経営管理を的

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数
再任	有しており、その職務・職責を	1984年 4月 当行入行 2002年 7月 同 鶴見坦支店長 2005年 7月 同 鶴見坦支店長 2008年 7月 同 郡山Aブロック長兼方八町支店長兼 小原田支店長 2008年 7月 同 いわきブロック長兼平支店長 2012年 6 月 同 執行役員県北ブロック長兼福島支店 長 2013年 7月 同 執行役員審査部長兼債権管理部長 2014年 7月 同 執行役員本店営業部長 2016年 6 月 同 取締役本店営業部長 2017年 7 月 同 取締役営業推進部長 2020年 7 月 同 常務執行役員営業開発部長 2022年 6 月 同 常務取締役と営業開発部長 2023年 6 月 同 常務取締役経営部長 2023年 6 月 同 常務取締役経営部長 現在に至る 【担当】経営部、審査部 即節長、本店営業部長、営業推進部長を歴任し豊富な業務知識を適切に果たしております。これらの経験・知見に基づき、銀行できる人物と判断し、引き続き取締役に選任をお願いするも	行の経営管理
再任	適切に果たしております。これ	1997年 4 月 当行入行 2011年 7 月 同 経営部主任調査役 2013年10月 同 事務部主任調査役 2014年 7 月 同 システム部主任調査役 2014年 7 月 同 システム部主任調査役 2016年 7 月 同 経営部副部長 2020年 7 月 同 人事総務部長 2022年 6 月 同 執行役員人事総務部長 2023年 6 月 同 取締役事務システム部長 現在に至る 長を務める等、豊富な業務知識・業務経験を有しており、その15の経験・知見に基づき、銀行の経営管理を的確・公正かつ 新取締役に選任をお願いするものです。	5,495株 職務・職責を 効率的に遂行

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数
新 任	社内 大八木 孝 之 (1961年6月13日生)	1984年 4 月 当行入行 2003年 4 月 同 鶴見坦支店長兼郡山開成支店副支店 長 2004年 6 月 同 新白河駅前支店長兼白河支店副支店 長 2007年 7 月 同 宇都宮支店長 2008年 7 月 同 宇都宮支店長兼宇都宮ローンセンター長 2010年 7 月 同 安積ブロック長兼安積支店長 2012年 7 月 同 会津ブロック長兼会津支店長 2014年 7 月 同 債権管理部副部長兼審査部副部長 2015年 7 月 同 審査部副部長 2016年 4 月 同 朝日ブロック長兼朝日支店長兼若葉支店長 2018年 6 月 同 人事総務部付株式会社大東リース出向(同社取締役社長) 2020年 7 月 同 審査部長 2021年 6 月 同 執行役員審査部長 現在に至る	9,358株
		豊富な業務知識・業務経験を有しており、その職務・職責を適 間に基づき、銀行の経営管理を的確・公正かつ効率的に遂行で 「るものです。	

(注) 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員(5名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏	,名	現在の当行における地位及び担当
1	渡辺宏和	再任 社内	取締役監査等委員(常勤)
2	瓜生 利典	再任社外独立	取締役監査等委員(社外)
3	松本順丈	新任社外独立	
4	金成 孝典	新任社外独立	
5	菅波 香織	新任社外独立	

新 任 …監査等委員としての新任取締役候補者

再 任 …監査等委員としての再任取締役候補者

社 内 …社内取締役候補者

社 外 …社外取締役候補者

独 立 …証券取引所届出独立役員

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数
再 任	社内 液 逆 宏 和 (1961年3月21日生)	1983 年 4月 当行入行 2003 年 8月 同 西川支店長 2005 年 7月 同 総務部副部長 2008 年 7月 同 総務部長 2012 年 7月 同 東京支店長兼東京事務所長 2014 年 7月 同 総務部長 2015 年 6月 同 執行役員総務部長 2020 年 6月 同 取締役監査等委員(常勤) 現在に至る	5,920株
	【監査等委員候補者とした理由】		
	支店長や東京支店長兼東京事務所:	長、総務部においては副部長、部長を務め、人事管理や	□職員の育成・
	能力開発に携わるなど、豊富な業務	知識・業務経験を有しており、これらの実績に基づき、	当行の業務執
	行を監督するのに適任であると判断	し、引き続き監査等委員である取締役に選任をお願いす	るものです。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数				
再 任	社外 独立 瓜 生 利 與 (1958年7月22日生)	1981年4月 株式会社 エフコム入社 1991年5月 同 営業部長 1992年6月 同 取締役 1998年6月 同 常務取締役 2001年6月 同 常務取締役 2003年6月 同 常務取締役 2009年6月 同 専務取締役 2015年6月 同 代表取締役社長兼COO 2021年6月 同 代表取締役計長兼COO 2021年6月 同 代表取締役計長機大会社でイングス取締役副社長株式会社マイコム代表取締役社長株式会社マイコム代表取締役社長株式会社マイコム代表取締役社長株式会社マイコムの構設役現在に至る (重要な兼職の状況)株式会社エフコム取締役相談役現在に至る (重要な兼職の状況)株式会社エフコム取締役相談役株式会社エフコム市ールディングス取締役副社長株式会社マイコム代表取締役社長株式会社マイコム代表取締役社長株式会社マイコム代表取締役社長株式会社マイコム代表取締役社長株式会社会津エフコム代表取締役社長	1,000株				
		補者とした理由及び期待される役割の概要】 ⁻ 長年にわたり代表取締役社長を務められるとともに、株式会	社エフコムホ				
	株式会社エフコムにおいて長年にわたり代表取締役社長を務められるとともに、株式会社エフコムホールディングスの取締役副社長も務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの実績に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、引き続き監査等委員である社外取締役に選任をお願						

いするものです。

【独立性に関する補足説明】

当行と、同氏が取締役である株式会社エフコムとの間には、預金・貸出金等の取引がありますが、株 式会社エフコムの総資産に占める比率は僅少であり、特別の利害関係には無いと判断しております。ま た、同氏は東京証券取引所の規定する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性判断基準 を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏を独立役員として指定 し、同取引所に届け出ております。

【監査等委員である取締役の在任期間】

同氏は現在当行の監査等委員でありますが、監査等委員としての在任期間は本総会終結の時をもって 1年となります。

候補者 番号	氏 名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数
新 任	社外 独立 *** 本 順 丈 (1962年8月30日生)	1986年4月 日本銀行入行 1994年5月 同 ロンドン事務所 2007年7月 同 大阪支店営業課長 2009年7月 同 甲府支店長 2012年7月 同 決済機構局参事役 2014年4月 同 政策委員会室参事役 2015年6月 預金保険機構へ出向 2017年6月 日本銀行 福岡支店長 2018年6月 同 退職 2018年7月 株式会社格付投資情報センター常務執行役員 2023年3月 同 退任 2023年4月 GPSSホールディングス株式会社執行役員 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 GPSSホールディングス株式会社執行役員	O株
	日本銀行において、長年にております。また、事業会社を踏まえ、当行の意思決定の断し、監査等委員である社外 【独立性に関する補足説明】 同氏は東京証券取引所の規満たしており、経営からの独	補者とした理由及び期待される役割の概要】 わたって金融業務に携わっており、銀行業務に精通した専門的の経営に携わるなど豊富な経験と幅広い知識を有しております。 健全性と透明性に寄与し、経営の監督強化に活かしていただけ取締役に選任をお願いするものです。 建する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性は高いと判断しております。当行は、同氏の選任が承認な、同取引所に届け出る予定であります。	す。この実績 けるものと判 生判断基準を

候補者 番号	氏 名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数				
		1985年 4月 福島県庁入庁					
	社 外	2011 年 9 月 同 原子力損害対策課長					
		2012年 4月 同 人事課長					
	独立	2014年4月 同総務部次長(人事担当)					
		2016年 4月 同東京事務所長	0株				
	t	2018年 4月 同 避難地域復興局長	0.171				
	金成孝典	2019年4月 同商工労働部長					
		2020年3月 同 退職					
	(1960年4月10日生)	2020年6月 福島県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事					
		現在に至る					
	【監査等委員である取締役的	候補者とした理由及び期待される役割の概要】					
	福島県庁において、人事	労務等の領域に携わっており豊富な経験・知識・見識を有して	ております。				
新 任	また、福島県商工労働部長	、福島県中小企業団体中央会副会長を経験されていることから	ら、中小企業				
	の様々な課題や解決策等に	関する十分な知識・経験を有しております。これらの実績に基	甚づき、独立				
	かつ中立の立場から客観的	に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督する	るのに適任で				
4	あると判断し、監査等委員	である社外取締役に選任をお願いするものです。なお、同氏に	は過去に会社				
	経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役として職						
	務を適切に遂行いただけるものと判断しております。						
	【独立性に関する補足説明】		3 当 の 47 に 10 に 1				
		り、当行と福島県の間に預金及び融資取引等がありますが、道					
	引であり、取引の性質に照	らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないとも	釧床されるこ				

同氏は元福島県職員であり、当行と福島県の間に預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。

同氏は東京証券取引所の規定する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性判断基準 を満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏の選任が承認された場 合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者 番号	氏 名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 行 の 普通株式数				
	独立	2007年9月 弁護士登録 広田法律事務所入所 2012年5月 いわき法律事務所開所 現在に至る [重要な兼職の状況]					
	ずが なみ か おり 菅 波 香 織	弁護士	0株				
新任	(1976年1月17日生)						
5	【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として長年培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものです。なお、同氏は過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。						
	・ 【独立性に関する補足説明】 同氏は東京証券取引所の規定する「独立性基準」及び、当行の定める社外取締役の独立性判断基準を 満たしており、経営からの独立性は高いと判断しております。当行は、同氏の選任が承認された場合、 同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。						

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。監査等委員である社外取締役候補者である瓜生利典氏が原案どおり選任されますと、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、監査等委員である社外取締役候補者の松本順丈氏、金成孝典氏及び菅波香織氏が原案どおり選任されますと、同様の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 - 3. 金成孝典氏は、2024年6月に福島県中小企業団体中央会を退職予定であります。

[ご参考]

社外取締役の独立性判断基準

当行の社外取締役候補の選任に当たって、現在又は最近(注1)において以下のいずれの要件にも該当しない場合、独立性を有するものとする。

- 1 当行又は当行関連会社の業務執行者
- 2 当行又は当行関連会社の主要な取引先(注2)、その者が法人等である場合にはその業務執行者
- 3 当行又は当行関連会社を主要な取引先(注2)とする者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
- 4 当行又は当行関連会社から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- 5 当行又は関連会社から、過去3年平均で年間10百万円以上の寄付等を受けている者、その者が法人等である場合にはその業務執行者
- 6 当行又は関連会社の主要株主(総議決権の10%以上)、その者が法人等である場合にはその業務執行者
- 7 上記1~6の近親者(二親等以内の親族)
- (注1) 「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- (注2) 「主要な取引先」とは、直近事業年度の連結売上高(当行の場合は連結経常収益)の2%以上の取引先 をいう。

[ご参考]本総会終結後の取締役のスキルマトリックス(予定)

氏名	性別独立性	/ 生 見[]			特	に期待する知]識・経験・肖	影力		
	1 土力リ	社外のみ	企業経営	金融実務	営業 マーケティング	法務 コンプライアンス	財務・会計	人事労務	IT デジタル	地域経済
鈴木 孝雄	男性		•	•	•	•	•			•
岡安廣	男性		•	•	•			•		•
古川 光雄	男性			•	•	•	•			•
鈴木 輔	男性			•	•			•	•	
大八木 孝之	男性			•	•		•			•
渡辺 宏和	男性			•		•	•	•		
瓜生 利典	男性	•	•		•				•	•
松本順丈	男性	•	•	•		•	•			
金成 孝典	男性	•	•					•		•
菅波 香織	女性	•				•		•		•

以上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当行グループは、当行及び連結される子会社等2社で構成され、銀行業を中心に、クレジットカード事業、リース事業及び信用保証事業等の金融サービスに係る事業を行っております。

[金融経済環境]

当事業年度におけるわが国経済は、コロナ禍からの回復が続く中で、企業経営は総じて改善が続きました。個人消費についても概ね持ち直しの動きが続きましたが、物価上昇等の影響により、一時持ち直しの動きに足踏みが見られました。また、世界的に金融引き締めが継続する中、わが国においては2%の「物価安定目標」の実現と安定的な持続を目指すという観点から、本年3月に金融政策の枠組みの見直しを決定しました。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済動向をみますと、個人消費は緩やかな回復が続きました。設備投資はコロナ禍で見送られた投資が再開され、緩やかな持ち直しの動きが見られました。 住宅投資は建設コストの上昇等を背景に減少が続いておりましたが、足元下げ止まりの動きが見られております。

[事業の経過及び成果]

当事業年度は、「企業価値の更なる向上により、持続可能な経営基盤を確立する」という経営姿勢を掲げ、「第6次中期経営計画」(2023年4月~2026年3月)をスタートさせました。

(法人コンサルティングの取組み)

原材料価格の高騰や人手不足等の影響が懸念される中、事業を営んでおられるお客さまに対しては、資金繰り支援に加え、補助金情報の提供や申請支援の対応を強化するなど、お客さまの実態を踏まえた支援に取り組んでまいりました。また、お客さまが抱える経営課題や地域の産業構造変革に対応するため、事業承継・M&A、ICTコンサルティング、SDGs取組み支援、事業再生支援等にも積極的に取り組んでまいりました。

(資産形成支援の取組み)

個人のお客さまに対しては、新NISA制度への対応として投資信託ラインナップの充実を図りました。また、住宅ローンについて、東京ローンセンター開設による新たなマーケットの開拓と、若年層の住宅取得ニーズへの対応として取組期間最長50年へ商品改定を行いました。

(人財活躍促進の取組み)

年齢や性別にとらわれない多様な人財の活躍を促進するため、人材育成環境の整備に継続的に取り組んでまいりました。当事業年度は、お客さまサービスの一層の向上と生産性向上を両立させるため、若手職員の積極登用、女性活躍促進、育児支援、ワークライフバランスの拡充を盛り込んだ人事制度の全面的な改定を実施しました。また、働きやすい職場環境の創出や生産性向上に向け、従業員及びその家族の健康の維持・増進に取り組み、その結果、経済産業省が実施する健康経営優良法人認定制度において、「健康経営優良法人2024」の認定を受けました。

(サステナビリティ経営に向けた取組み)

当行グループでは、経営理念に基づく企業活動や気候変動等の環境問題など地域社会を取り巻く様々な課題の解決に向けた活動に取り組むため、「サステナビリティ方針」を制定しております。その中で、「地域経済・社会」、「ダイバーシティ」、「金融サービス」、「環境保全」をSDGs目標達成のための重点テーマとし、ESG経営を念頭においた活動を展開しております。今後もそれらの活動を通し、地域の発展と企業価値の向上の両立を目指す持続的経営に努めてまいります。

このような取組みの結果、当行の業績は以下のとおりとなりました。

(主要勘定)

預金 (譲渡性預金を含む) につきましては、主に個人預金及び法人預金が減少したことなどから、前期末比65億円減少して7.929億円となりました。

貸出金につきましては、住宅ローンの増加などにより個人向け貸出は増加したものの、中小企業向け貸出が減少したことなどから、前期末比73億円減少して6,539億円となりました。 (損益)

経常収益は、貸出金利息の増加等に伴い資金運用収益が増加したことなどから、前期比6億46百万円増加して122億61百万円となりました。

一方、経常費用は、営業経費は減少したものの、国債等債券売却損の増加に伴うその他業務費用の増加などから、前期比7億円増加して104億52百万円となりました。

この結果、経常利益は、前期比54百万円減少して18億8百万円となりました。

また、当期純利益は、前期比1百万円減少して12億14百万円となりました。

(連結損益)

当行グループ全体の業績につきましては、主として単体の業績の影響により、経常利益は18億92百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12億55百万円となりました。

[対処すべき課題]

当行を取り巻く経営環境は、地域の人口減少等の構造的な問題が残る中、デジタル化やサステナビリティの進展など、長期的な社会構造の変化が進んでいるものと認識しております。

足元では、コロナ禍からの回復が続く一方、原材料価格やエネルギー価格の高騰、人手不足等により企業経営への影響に対する懸念が高まっている状況にあります。

このような状況の中、国、地方自治体、金融機関が一体となって地域経済を支えていくことが重要であるとの認識のもと、当行は営業地域における金融仲介機能発揮のほか、お客さまが抱える課題の解決に全力で取り組んでまいります。

また、課題への対応にあたっては以下の基本方針(パーパス)を徹底してまいります。

- ①顧客保護
- ・地域の方々の大切なご預金の運用としてふさわしい運用商品を選定します。
- ・融資の可否のみならず、お客さまの利益を考えた与信判断・アドバイスを実践します。
- ②競争戦略
- ・リスクやコストを戦略的にコントロールすることで質的優位の経営を目指します。
- ③実質主義
- ・名実が一体となるよう、実質本位の行動を実践します。

これらの取組みにより、企業価値を一層高め、これまで構築した経営基盤を持続可能なものとすることを目指してまいります。株主の皆さまにおかれましては、一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

				2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経	常	収	益	13,067	12,887	13,023	13,579
経	常	利	益	1,635	2,194	2,017	1,892
親会当	: 社株主 期		する 益	990	1,201	1,283	1,255
包	括	利	益	2,051	△745	△2,477	2,110
純	資	産	額	40,760	39,634	36,769	38,515
総	資	E	産	963,505	970,147	894,997	876,894

⁽注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

口. 当行の財産及び損益の状況

(単位:百万円)

						2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
到	Ą			<u> </u>	金	747,417	741,876	725,805	722,705
	定	期	性	預 🕄	金	236,280	222,246	206,651	193,111
	そ		\mathcal{O}	f	也	511,136	519,629	519,153	529,594
貨	Ď	L	H	<u> </u>	金	589,820	637,204	661,247	653,908
	個	人	É	j (ナ	187,257	248,735	275,580	285,319
	中	小 1	業	向 (ナ	258,157	241,291	231,120	207,968
	そ		\mathcal{O}	f	也	144,405	147,178	154,546	160,620
1	Ī	価	証	È	券	185,634	177,871	142,539	132,127
	玉			ſ	責	50,574	52,656	36,853	39,193
	そ		\mathcal{O}	1	也	135,060	125,214	105,686	92,933
糸	公公	貣		卢	童	960,125	966,480	891,599	873,657
P] 国	為	善 取	扱高	高	1,941,529	1,988,782	1,968,587	1,978,275
タ	∤ 国	為	事 取	扱高	高	百万ドル 66	百万ドル 38	百万ドル 15	百万ドル 0
糸	¥	常	利	Ż	益	1,541	2,092	1,863	1,808
<u> </u>	á ļ	钥 糸	屯 君	利	益	946	1,153	1,216	1,214
1	株当	áたり	当期:	純利益	益	74円68銭	91円06銭	96円10銭	95円80銭

⁽注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 預金には譲渡性預金は含んでおりません。

^{3. 1}株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の使用人数

		当 年	度末	
	銀行業	クレジット カード事業	リース 事 業	信用保証 事 業
使用人数	420人	6人	2人	0人

- (注) 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 - ロ. 当行の使用人の状況

						当年度末
使		用	人		数	420人
11	:	均	年		龄	40年 0月
\frac{1}{4}	均	勤	続	年	数	17年 4月
<u> </u>	均	給	与	月	額	337千円

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受を含み、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 - 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 平均給与月額は、時間外手当を含む3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

- イ. 銀行業
- (イ) 当行の主要な営業所及び営業所数

福島県:本店営業部はじめ53店

栃木県:宇都宮支店 埼玉県:さいたま支店

東京都:東京支店

- (D) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧 該当ありません。
- (ハ) 当行が営む銀行代理業等の状況 該当ありません。
- ロ. クレジットカード事業株式会社大東クレジットサービス:郡山市中町19番1号
- ハ. リース事業、信用保証事業 株式会社大東リース:郡山市中町19番1号

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位:百万円)

設備投資の総額 1,004

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

口. 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

内容	金額
現金自動設備(ATM)入替	224

ハ. 重要な設備の処分該当ありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	その他
株式会社 大東クレジット サービス	郡山市中町 19番1号	クレジットカードの 取扱いに関する業務	40百万円	43.75%	_
株式会社 大 東 リ ー ス	郡山市中町 19番1号	各種物件等に係るリ ース業務及び住宅ロ ーン等の保証業務	380百万円	85.30%	_

重要な業務提携の概況

- ①第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- ②第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合139組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連575(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- ③第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- ④株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑤株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑥株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ②株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金 自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
- ⑧株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置された現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

	氏	名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
鈴	木	孝 雄	取 締 役 会 長 兼 社 長 (代 表 取 締 役) 証券国際部、監査部担当	_	_
岡		安 廣	専 務 取 締 役 (代 表 取 締 役) 人事総務部、営業開発部担当	_	_
古	Ш	光 雄	常 務 取 締 役 経 営 部 長 経 営 部 、審 査 部 担	_	_
Ξ	浦	謙 一	取 締 役 事務システム部担当	_	_
鈴	木	輔	取 締 役事務システム部長	_	_
渡	辺	宏和	取締役常勤監査等委員	_	_
清	水	紀 男	取締役監査等委員(社外 役 員)	ときわ総合サービス株式会社 代表取締役社長	_
松	本	三加	取締役監査等委員(社外 役 員)	弁護士	_
菅	野	裕之	取締役監査等委員(社外 役 員)	_	_
瓜	生	利 典	取締役監査等委員(社外役員)	株式会社エフコム 代表取締役副会長 株式会社エフコムホールディングス 取締役副社長 株式会社マイコム 代表取締役社長 株式会社会津エフコム 代表取締役社長	_

⁽注) 1. 取締役清水紀男氏、取締役松本三加氏、取締役菅野裕之氏及び取締役瓜生利典氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

^{2.} 取締役松本三加氏の戸籍上の氏名は渡邉三加でありますが、職業上使用している氏名で表記しております。

- 3. 2023年6月23日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって、取締役大里裕昭氏、取締役監査等委員 佐藤親氏は退任いたしました。
- 4. 当行は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(畄位・万万四)

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

					(+	
∀	支給					
分	支	報酬等	基本報酬	業績連動報酬等	非 金 銭 報 酬 等	その他の報酬等
取締役(監査等委員を除く)	6名	136	102	21	12	0
取締役(監査等委員)	6名	28	28	_	_	_
計	12名	165	131	21	12	0

- (注) 1. その他の報酬等は、報酬以外の金額であります。
 - 2. 上記には、2023年6月23日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
 - 3. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 口. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、指名・報酬委員会の審議を経た上で、取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方針を決議しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方針は次のとおりであります。

(1)基本方針

当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下口.(か)まで「取締役」という。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(D)基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期 又は条件の決定に関する方針を含む。)

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当行の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ハ)業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は役員賞与(現金報酬)とし、業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」に応じた報酬枠の範囲内で支給額を決定する。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなるよう、基本報酬や業績連動報酬の支給水準、役員報酬全体における各報酬の構成割合等を考慮し決定する。

(二)金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

種類別の報酬割合は、基本報酬の3割程度を目安に業績連動報酬等、基本報酬と業績連動報酬等を合わせた金銭報酬の2割程度を目安に非金銭報酬等を支払うものとする。

(ホ)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、各取締役の基本報酬及び業績連動報酬等の個人別の額は、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

取締役会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第115期定時株主総会において、年額180百万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は7名以内であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、同株主総会において、年額66百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名以内であります。

また、上記報酬枠とは別枠で2022年6月24日開催の第117期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬について、年額36百万円以内、かつ発行又は処分される当行の普通株式の総数を年63,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は7名以内であります。

二. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬については、前述の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方針における、金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)に基づき決定しております。なお、当事業年度については、変更前の決定方針に則り、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当期純利益等の公表KPIの達成度合いや、各取締役の担当事業の業績を勘案し株主総会で承認された範囲内で、指名・報酬委員会での審議を経た上で取締役会で決定しております。

ホ. 非金銭報酬等に関する事項

譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとなるよう、基本報酬や業績連動報酬の支給基準、役員報酬全体における各報酬の構成割合等を考慮し、株主総会で承認された報酬等の総額、普通株式の総数の範囲内で、指名・報酬委員会での審議を経た上で取締役会で決定しております。なお、当事業年度の株式報酬の交付状況は4. 当行の株式に関する事項(4)役員保有株式に記載の通りです。

(3) 責任限定契約

	氏	名		責任限定契約の内容の概要
清	水	紀	男	当行は会社法第427条第1項の規定により、社外役員との間に、善意
松	本	Ξ	加	にしてかつ重大な過失がないときは損害賠償責任を限定する契約を締結
菅	野	裕	之	しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は法
瓜	生	利	典	令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額であります。

(4) 補償契約

補償契約は締結しておりません。

(5) 役員等賠償責任保険契約

役員等賠償責任保険契約は締結しておりません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

	氏	名		兼職その他の状況
清	水	紀	男	ときわ総合サービス株式会社 代表取締役社長
松	本	Ξ	加	弁護士
菅	野	裕	之	_
瓜	生	利	典	株式会社エフコム 代表取締役副会長 株式会社エフコムホールディングス 取締役副社長 株式会社マイコム 代表取締役社長 株式会社会津エフコム 代表取締役社長

(注) 社外役員の兼職先と当行との間には、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

\— <i>,</i>	1-711		<u>_</u>			
	氏	名		在任期間	取締役会・監査等委員会 への出席状況	取締役会・監査等委員会に おける発言その他の活動状況
清	水	紀	男	3年9か月	当事業年度開催の取締役 会11回全てに出席 当事業年度開催の監査等 委員会11回全てに出席	日業とは、 日本銀行、 日本銀行、 日本銀行、 日本銀行、 日本の、 日本の
松	本	Ξ	加	8年9か月	当事業年度開催の取締役 会11回全てに出席 当事業年度開催の監査等 委員会11回全てに出席	弁護士としての豊富さと経験行の豊富さい見識に基づきなの豊富さいの場づきないの高級には、 を当れての豊富さいのものでは、 を当れての豊富さいののでは、 を当れての豊富な経験である。 を当れて、 をはいいのでは、 を2022年6月選いのでは、 を2022年6月選いののでは、 を3回数には、 を3回数には、 を3回述は を3回述は

	氏	名		在 任 期 間	取締役会・監査等委員会 への出席状況	取締役会・監査等委員会に おける発言その他の活動状況
菅	野	裕	之	4年9か月	当事業年度開催の取締役 会11回全てに出席 当事業年度開催の監査等 委員会11回全てに出席	地方行政において長年財務を発制を表記で表別域に携が変別域に携めて携めでで表別域には関連して表別を表別である。 まりの おりの おりの おりの おりの とり かり
瓜	生	利	典	9か月	2023年6月23日就任以 降開催の取締役会9回全 てに出席 2023年6月23日就任以 降開催の監査等委員会9 回全てに出席	事業会社経営者としての豊富 な経験と幅広い対するというでは をい知識するがに対するというでは を表しての経営には を表してのというでは を表してのというでは を表しているというでは を表しているが任意にしているが任意には を表しているがは、 では、のるには、 では、ののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	15 (-)	_

⁽注) 1.上記には、2023年6月23日開催の第118期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

特に意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 発行済株式の総数 18,000千株 12,701千株

(自己株式13千株を含む)

(2) 当年度末株主数

8,893名

(3) 大株主

** * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	当行への出資状況	
株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
H S ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	千株 2,455	19.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	656	5.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	558	4.39
大 東 銀 行 行 員 持 株 会	532	4.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	317	2.50
松 井 証 券 株 式 会 社	262	2.06
双葉不動産建設株式会社	230	1.81
株 式 会 社 東 邦 銀 行	196	1.54
さ わ や か 商 事 株 式 会 社	160	1.26
損害保険ジャパン株式会社	152	1.20

⁽注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

^{2.} 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(13千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 三井住友信託銀行株式会社から、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする2024年1月31日現在の保有株式等を記載した2024年2月6日付の大量保有報告書(変更報告書No.4)が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2024年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書(変更報告書No.4)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友トラスト・アセッ トマネジメント株式会社	東京都港区芝公園 一丁目1番1号	404	3.18
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂 九丁目7番1号	54	0.43
日本証券代行株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町1丁目2番4号	37	0.30

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役(監査等委員である取締 役を除く)	5人	普通株式 20,664株

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) **事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等** 該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位:百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 小 川 高広 指定有限責任社員 久保澤 和彦	40	_

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が 適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、同意 を行っております。
 - 2. 当行と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当該事業年度に係る報酬等の額には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
 - 3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する当該事業年度に係る報酬等の合計額は40百万円であります。
 - 4. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが十分でないと認められた場合は、監査等委員会が会計監査人の解任又は不再任を決定する方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当行は会社法及び同法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会において「コンプライアンス基本方針」を制定し、その周知徹底を図る。
 - ・行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署を経営部とする。
 - ・本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
 - ・法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について、定期的に検討・協議する。
 - ・不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
 - ・取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。
 - ・取締役会において「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止に関する基本方針」を制 定し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止のための実効的なリスク管理態勢を確 立する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
- ・銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、経営部(リスク担当)を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
- ・内部監査を行う部署として、監査部を設置し、監査方針、内部監査計画を取締役会で策定して 実施する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。
- ・取締役は会社法及び定款の定めに基づき、取締役会の委任を受けた範囲において、重要な業務 執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を行 うことができる。
- ・迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定し業務を執行するために、執行役員を設置する。

⑤当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制]

・当行は、子会社の経営内容を的確に把握するため「関連会社管理規程」を制定し、協議・承認 事項や報告事項を明確化する。

[子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制]

・当行は「関連会社管理規程」に基づき、子会社が行うリスク管理上の重要な事項については、 事前に協議し、主管部及び関係部において適切な管理・指導を行う。

[子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制]

- ・子会社が策定する経営方針は、当行の主管部にて事前に協議する。
- ・当行は、円滑な子会社相互の活動と業務上の諸問題につき協調を促進するため、必要ある場合 には、関連会社会議を開催する。

[子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制]

- ・子会社においても、「コンプライアンス計画」及び「コンプライアンス・マニュアル」の規程 を具備させる。
- ・当行は「内部監査規程」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務執行状況について内部監査を実施する。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査等委員の職務を補助するため、監査部内に監査等委員会事務局を設置する。
 - ・監査等委員会事務局の人員は、監査等委員会と協議のうえ、必要な人員を配置する。
- ②監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立 性及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会事務局の業務を行うにあたって、監査 等委員以外の者の指揮命令を受けない。
 - ・監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動や評価等については、監査等委員会の事前の同意を得る。
- ⑧当行並びに子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - ・当行並びに子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令等の違反 行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場 合、速やかに当行の監査等委員会へ報告することとする。
 - ・「公益通報者保護規程」において、当行及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除 く。)及び使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関して、当行の監査等委員会へ報 告することができる。

- ⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制
 - ・「公益通報者保護規程」において、通報者に対して当該通報をしたことを理由に解雇その他い かなる不利益取扱も行わないことを定める。
- ⑩監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員の職務の執行上必要と認められる 監査費用について予算の決議を行う。
- ⑪その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
 - ・代表取締役及び関係する取締役は、当行が対処すべき課題、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、取締役会等において定期的に監査等委員と意見交換を行う。
 - ・監査等委員会は、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について 定期的に意見交換を行い、内部監査の結果等の報告を受ける。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ①コンプライアンス体制
 - ・インサイダー取引防止アンケートの実施や行内文書「法務・コンプライアンスニュース」を計7 回発刊してコンプライアンス・マインドの醸成に努めました。また、部店長会議や各種研修会 及び部店内においてコンプライアンス研修を当事業年度において計7回実施し、コンプライアンスの重要性について周知徹底を図りました。
 - ・法務・コンプライアンス委員会を当事業年度において計4回開催し、コンプライアンスを着実に実践するために必要な事項等について協議・検討を行いました。

②リスク管理体制

・リスクの種類、リスク管理の内容、リスク管理にかかる各委員会・各部署の役割等について定めたリスク管理の基本方針に基づき、各リスクのリスク管理部署は、各リスクの状況等に関する討議を行いました。

また、リスク管理委員会を当事業年度において計4回開催し、各種リスクの評価やモニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・討議を行いました。

・内部監査については年度毎に作成する内部監査計画に基づき、延べ132部店において内部監査 (現物監査、フォローアップ監査を含む。)を実施し、内部管理体制についての報告を受け必要な改善指示を行いました。

③当行及び子会社における態勢

・関連会社業務進捗ヒアリングを当事業年度において計2回実施し、子会社の管理・指導を実施 しました。また、子会社の業務執行状況について、内部監査規程に基づき内部監査を実施しま した。

④監査等委員会に関する体制

- ・監査等委員会監査の実効性を高め、監査業務を円滑に執行するための体制を確保するため、監 査等委員会事務局として監査部所属の職員1名を配置しております。
- ・監査等委員は、監査等委員会を原則月1回(必要に応じて随時開催。当事業年度において計11回)開催するとともに、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べました。また、常勤監査等委員は、業務監査を延べ30部店実施しました。
- ・取締役会の議案として、通常の決議や報告とは別に「審議事項」を設け、当行が対処すべき課題や監査上の重要課題等についての意見交換を行うこととしておりますが、当事業年度において該当する議案はありませんでした。
- ・常勤監査等委員と内部監査部門との情報交換を毎月1回行い、監査等委員会と会計監査人との意見交換会を年2回開催したほか、三様監査機関(常勤監査等委員、内部監査部門、会計監査人)協議会を年2回開催し、情報等についての意見交換を行いました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第119期末 (2024年3月31日現在) **貸借対照表**

(単位:百万円)

			(単位:日万円)
科 目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	72,278	預金 当座預金	722,705
現金	11,991	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	12,715 508,688
預け金	60,287	貯蓄預金	6.956
有価証券	132,127	通知預金	132
国 信	39,193	定期預金	193,070
地方債	3,860	定期積金	40
社債	68,278	その他の預金 譲渡性預金	1,101 70,246
株式	6,377	借用金	40,000
その他の証券	14,417	借入金	40,000
貸出金	653,908	その他負債	1,553
		未払法人税等 未払費用	192 228
割引手形	412	不拉莫用 前受収益	180
手形貸付	11,665	給付補塡備金	0
証書貸付	606,870	金融派生商品	0
当座貸越	34,959	資産除去債務	28
外国為替	39	その他の負債	923
外国他店預け	39	賞与引当金 退職給付引当金	181 1,009
その他資産	6,234	睡眠預金払戻損失引当金	90
前払費用	4	偶発損失引当金	149
未収収益	722	再評価に係る繰延税金負債	996
その他の資産	5,508	支払承諾 負債の部合計	426 837,359
有形固定資産	9,777	具頂の部ロ目 (純資産の部)	03/,339
建物	1.649	資本金	14,743
十地	7,407	資本剰余金	1,294
建設仮勘定	35	資本準備金	1,294
その他の有形固定資産	685	利益剰余金 利益準備金	23,354
	612	州益学順並 その他利益剰余金	1,021 22,332
無形固定資産		別途積立金	14,900
ソフトウェア	504	繰越利益剰余金	7,432
その他の無形固定資産	108	自己株式	△15
前払年金費用	492	株主資本合計	39,376
繰延税金資産	90	その他有価証券評価差額金 土地再評価差額金	△4,804 1,724
支払承諾見返	426	エルヴ計画を観立 評価・換算差額等合計	∆3.079
貸倒引当金	△2,331	純資産の部合計	36,297
資産の部合計	873,657	負債及び純資産の部合計	873,657

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第119期 (2023年 4月 1日から) 損益計算書

(単位:百万円)

 科 目	金	額
経常収益		12,261
資金運用収益	8,830	
貸出金利息	7,497	
有価証券利息配当金	1,229	
預け金利息	103	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	2,655	
受入為替手数料	447	
その他の役務収益	2,207	
その他業務収益	80	
商品有価証券売買益	19	
国債等債券売却益	59	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	695	
貸倒引当金戻入益	205	
償却債権取立益	166	
株式等売却益	230	
その他の経常収益	93	
経常費用		10,452
資金調達費用	33	
預金利息	29	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息	△0	
役務取引等費用	1,372	
支払為替手数料	34	
その他の役務費用	1,338	
その他業務費用	2,077	
外国為替売買損	153	
国債等債券売却損	1,921	
その他の業務費用	2	
営業経費	6,866	
その他経常費用	102	
その他の経常費用	102	1.000
経常利益		1,808
特別損失		29
固定資産処分損	29	
税引前当期純利益	450	1,779
法人税、住民税及び事業税	450	
法人税等調整額	113	
法人税等合計		564
当期純利益		1,214

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表(2024年3月31日現在)

(単位:百万円) 科 金 額 額 科 金 (負債の部) (資産の部) 預金 721,878 現金預け金 72,280 譲渡性預金 70,146 有価証券 131,632 40,215 借用金 貸出金 652.621 その他負債 3,283 外国為替 39 賞与引当金 185 2,610 リース債権及びリース投資資産 退職給付に係る負債 1.007 その他資産 8,635 睡眠預金払戻損失引当金 90 有形固定資産 10,031 偶発損失引当金 149 建物 1.701 再評価に係る繰延税金負債 996 十地 7.545 支払承諾 426 建設仮勘定 35 負債の部合計 838.378 749 その他の有形固定資産 (純資産の部) 無形固定資産 645 資本金 14,743 535 ソフトウェア 資本剰余金 1,294 110 その他の無形固定資産 利益剰余金 24,683 退職給付に係る資産 507 自己株式 △15 繰延税金資産 128 株主資本合計 40,706 426 支払承諾見返 その他有価証券評価差額金 △4,804 貸倒引当金 △2.665 土地再評価差額金 1.724 退職給付に係る調整累計額 17 その他の包括利益累計額合計 △3,061 非支配株主持分 871 純資産の部合計 38.515 負債及び純資産の部合計 876.894 資産の部合計 876.894

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

経常収益 資金運用収益 貸出金利息 有価証券利息配当金 預け金利息 その他の受入利息 その他の受入利息 を務取引等収益 その他業務収益 その他経常収益 質倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	8,835 7,503 1,228 103 0 2,908 1,134 701 203 166 331	13,579 11,686
貸出金利息 有価証券利息配当金 預け金利息 その他の受入利息 役務取引等収益 その他業務収益 その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	7,503 1,228 103 0 2,908 1,134 701 203 166 331	11,686
有価証券利息配当金 預け金利息 その他の受入利息 役務取引等収益 その他業務収益 その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	1,228 103 0 2,908 1,134 701 203 166 331	11,686
預け金利息 その他の受入利息 役務取引等収益 その他業務収益 その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	103 0 2,908 1,134 701 203 166 331	11,686
その他の受入利息 役務取引等収益 その他業務収益 その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	2,908 1,134 701 203 166 331	11,686
役務取引等収益 その他業務収益 その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	2,908 1,134 701 203 166 331	11,686
その他業務収益 その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	1,134 701 203 166 331	11,686
その他経常収益 貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	701 203 166 331	11,686
貸倒引当金戻入益 償却債権取立益 その他の経常収益	203 166 331	11,686
償却債権取立益 その他の経常収益	166 331	11,686
その他の経常収益	331	11,686
		11,686
経常費用	25	11,000
資金調達費用	35	
預金利息	29	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
借用金利息	1	
役務取引等費用	1,355	
その他業務費用	3,002	
営業経費	7,180	
その他経常費用	112	
その他の経常費用	112	1 802
経常利益 特別損失		1,892 30
固定資産処分損	30	30
回足員 医处力俱 税金等調整前当期純利益		1,862
	475	1,002
法人税等調整額	116	
法人税等合計		591
当期純利益		1,270
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		1,255

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

取締役会 御中

独立監査人の監査報告書

株式会社大東銀行

2024年5月10日

E Y 新日本有限責任監査法人東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 光報 共 人 保 澤 和 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大東銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

株式会社大東銀行 取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人東京事務所 指定有限責任社員公認会計士小川高広業務執行社員公認会計士久保澤和彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大東銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大東銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる 十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人 は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。 以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第119期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役 及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を 求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会 監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及び内 部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に 関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及 び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会 社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受 けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社大東銀行 監査等委員会 常勤監査等委員渡 宏 和印 辺 監査等委員 清 水紀 男印 監査等委員 松 加印 本 野 之即 監査等委員 菅 典印 監査等委員 爪

(注) 監査等委員 清水紀男、松本三加、菅野裕之及び瓜生利典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場

〒963 - 8004 福島県郡山市中町19番1号 **当行本店大会議室(6階)** 電話 (024) 925-1111

当日受付(入場)は午前9時より開始いたします。

交通のご案内

電車でお越しの株主さま

JR郡山駅より徒歩5分

お車でお越しの株主さま

本店南側のリパーク郡山大東銀行南駐車場をご利用願います。 ……

駐車場詳細図





車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けて おります。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。



